

令和4年度第2回歯科口腔保健審議会

日時 令和5年1月19日(木)

10時00分から11時15分まで

場所 さいたま市役所

議会棟2階 第6委員会室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会長選出

(2) さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改定について 資料1

(3) 「次期さいたま市歯科口腔保健推進計画」の策定について

資料2-1、資料2-2、資料2-3

参考資料1、参考資料2

4 意見交換

(1) 「さいたま市歯科口腔保健推進計画」と「歯科口腔保健の基本的事項」について

資料3、参考資料3

5 報 告

(1) (仮称)さいたま市口腔保健センターの設置について 参考資料4

6 閉 会

歯科口腔保健審議会委員名簿

令和4年7月20日現在

No.	所 属	氏 名	備考
1	さいたま市歯科医師会 会長	つのだ じょうじ 角田 丈治	
2	一般社団法人 浦和歯科医師会 副会長	きつた ひろずみ 橘田 博純	
3	一般社団法人 大宮歯科医師会 会長	まき じゅんいち 巻 淳一	
4	一般社団法人 与野歯科医師会 会長	かねこ ひさあき 金子 久章	
5	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 大宮医師会 会長	まつもと まさひこ 松本 雅彦	
6	一般社団法人 大宮医師会 理事 (大宮地域産業保健センター地域運営主幹)	たけいし ようこ 武石 容子	
7	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 副会長	こばやし けんじゅ 小林 憲樹	
8	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 会長	おおくぼ きえこ 大久保 喜恵子	
9	明海大学 学長	やすい としかず 安井 利一	
10	埼玉県立大学 教授	なめかわ みちと 滑川 道人	
11	さくら草学園 園長	たかしま すみこ 高島 寿美子	
12	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課長	おおたに あつこ 大谷 敦子	
13	市民公募委員	あいざわ かおる 相澤 かおる	
14	市民公募委員	くろす やすひろ 黒須 保博	
15	さいたま市保健所長	あおき たつや 青木 龍哉	

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成24年12月27日

条例第93号

人にとって、歯と口腔は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をする事ができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第2条に規定する基本理念ののっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活におい

て自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（施策の基本的な事項等）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項
- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕^{しよく}予防のためのフッ化物の応用^{ようりやう}を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕^う罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策

及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項

- (12) 8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項
- (13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項
- (14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 歯科医療等業務従事者等
 - (3) 保健等業務従事者等
 - (4) 公募により募集した市民
 - (5) 市職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が

委嘱し、又は任命する。

- 7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。
- 8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。
- 9 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○さいたま市歯科口腔保健審議会規則

平成25年3月11日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）第10条第10項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めたときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について

【作成目的】 障害のある方々が身近な地域で安心して歯科口腔に関する相談、診療ができるよう埼玉県障害者歯科相談医が在籍している歯科医療機関の情報を提供するもの。

【改定時期】 令和5年度に作成配布。
令和5年度当初から素案作成に着手できるように令和4年度から作成準備を行う。

【スケジュール】

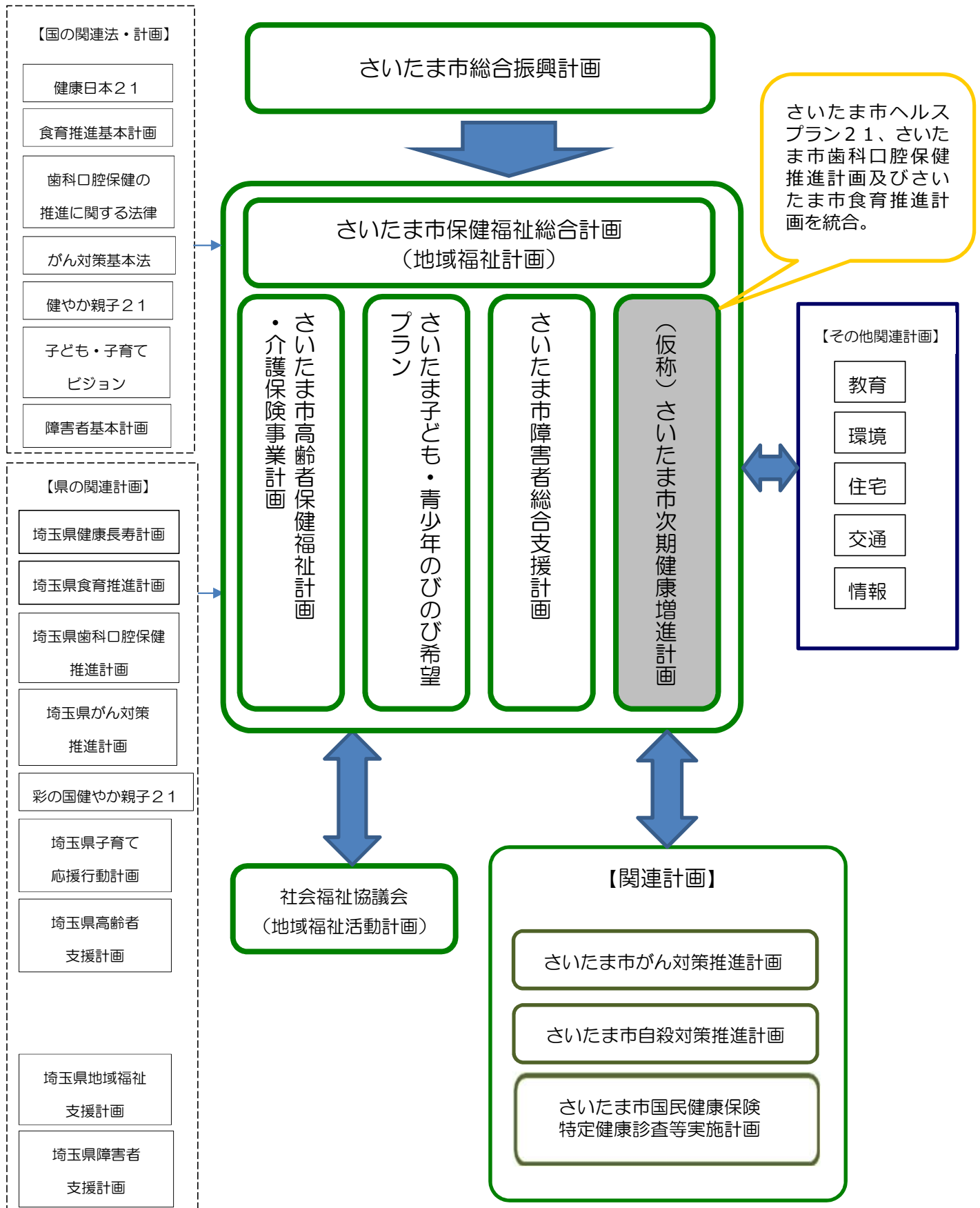
令和5年1月	歯科口腔保健審議会にて情報シート確認依頼
2月	各歯科医療機関に情報シート送付
3月	情報シートとりまとめ
4月～	ガイドブック素案作成
6月、7月	相談医に原稿確認依頼
7、8月頃	歯科口腔保健審議会にて素案確認依頼
10月頃～	ガイドブック配布

埼玉県障害者歯科相談医 歯科医療機関 情報シート（さいたま市） 令和5年1月19日現在

※網掛けの項目がガイドブック掲載項目となります。網掛けのない項目は、市職員（保健所、保健センター等）で共有し、ガイドブックには掲載いたしません。

相談医氏名				
診療所の名称				
診療所の住所				
電話		FAX		夜間・休日用
E-mail	@			
ホームページ	□あり（URL: _____）			□なし
アクセス				
駐車場の有無	駐車場	□無	□有(_____ 台)	(事前連絡の必要 □無 □有)
診療時間			外来受付時間	
休診日				
予約方法				当日の受診 □可 □不可 □応相談
診療科目	□歯科 □矯正歯科 □小児歯科 □歯科口腔外科			
麻酔	□全身麻酔法 □静脈内鎮静法 □吸入鎮静法			
サービス・アメニティ	□車いす用スロープ □エレベーター □車いすのまま診療可 □手話(□外部から手配 □スタッフで対応) □筆談 □点字表示 □個室 □仕切り □その他(_____)			
	介助犬・盲導犬の出入り □可能 □不可能 □その他(_____)			
	トイレ □身体障害者(車いす)対応 □洋式 □和式 □だれでもトイレ			
	外国語 □英語 □中国語 □韓国語 □フランス語 □スペイン語 □その他(_____)			
学会認定医・専門医	□□口腔外科専門医 □歯周病専門医 □歯科麻酔専門医 □小児歯科専門医 □日本障害者歯科学会認定医 □日本老年歯科学会専門医 □その他(_____)			
受診可能な患者	□障害者 □障害児 □全身疾患 □要介護 □摂食・嚥下障害 □ウイルス性肝炎・HIV等の感染症			
受診可能な障害の種類	□肢体不自由 □視覚障害 □聴覚障害 □知的障害 □認知症 □精神障害(高次脳機能障害を含む) □発達障害(□自閉症スペクトラム障害 □注意欠陥多動性障害 □学習障害) □その他			
治療・ケアの程度	□ごく軽度のみ □軽度のみ □程度に応じて対応 □困難でも対応 □他の施設と連携 □その他(_____)			
口腔機能精密検査	□VF※□VE※※ □□口腔粘膜湿潤度測定 □唾液量測定 □咬合力測定 □舌圧測定 □咀嚼能力検査 <small>※VF・・・嚥下造影検査。造影剤を含んだ食事をX線透視下で食べ、透視像をビデオやDVDに記録し、嚥下(飲み込み)の過程や状態を正確に評価するための検査 ※※VE・・・嚥下内視鏡検査。鼻からこの細い観察用の管を挿入した状態で、食べ物や飲み物を摂取し、嚥下(飲み込み)の観察・評価をする検査</small>			
訪問	□対応可 □対応不可 「可」の場合の治療内容 □歯科検診 □□口腔衛生指導 □抜歯などの外科的処置 □むし歯、歯周病 □摂食嚥下改善 □歯科矯正治療 □入れ歯 □□口腔機能訓練 □その他(_____)			
人員配置	□歯科医師・常勤(_____ 人) □歯科医師・非常勤(_____ 人) □麻酔医(_____ 人) □歯科衛生士(_____ 人) □うち認定歯科衛生士 _____ 人 □その他(_____)			
その他	※自由記載			
ガイドブックの掲載について	□ ガイドブックへの掲載を希望する □ガイドブックへの掲載を希望しない			

(仮称) さいたま市次期健康増進計画の位置づけ



(仮称)さいたま市次期健康増進計画 骨子案概要

1. 計画策定の目的

本市では、健康増進法の定めるところにより、国が策定した国民健康づくり運動である「健康日本21（第二次）」の地方計画に当たる「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」を平成25年3月に策定し、市民一人ひとりの健康づくりを支援する取組を推進してきました。

また、平成24年12月に本市が施行した「さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、本市の歯科口腔保健の方向性を明確化し、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「さいたま市歯科口腔保健推進計画」を平成27年3月に策定しました。

さらに食育基本法に基づき、これまでの取組の成果と、現状や課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的計画的に推進していくため、平成30年3月に「第3次さいたま市食育推進計画」を策定し、健康づくりと食育の分野の取組を相互に進めてきました。

「さいたま市ヘルスプラン21（第2次）」、「さいたま市歯科口腔保健推進計画」及び「第3次さいたま市食育推進計画」が令和6年3月末に計画期間の終了を迎えることに伴い、これまでの取組をさらに充実・発展させるとともに、社会環境の変化や新たな課題等に対応するため、「さいたま市ヘルスプラン21（第3次）」、「さいたま市歯科口腔保健推進計画（第2次）」及び「第4次さいたま市食育推進計画」を策定します。

健康づくり、食育、歯科口腔の各分野は、それぞれが密接に関わることから、計画の取組の相乗効果と推進力を高めるため、3つの計画を統合します。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、国の次期プランとの整合を図り、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、適宜内容の見直しを図ることとします。

	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
・次期国民健康づくり運動プラン ・次期基本的事項										中間評価			最終評価	プラン作成		次々計画
食育推進基本計画			第4次						次期計画(予定) ※R7以降のスケジュールは現段階で未定							
(仮称)さいたま市 次期健康増進計画										中間評価			最終評価		次々計画策定	次々計画

3. 基本理念

国の次期プランの方向性、本市の現計画の現状、市民調査の結果を鑑み、以下のとおりとします。

健康寿命の延伸～社会とつながって、続いていく健康づくり～

4. 重点目標

本計画においては、分野別の取組を総合的に推進していくため、2つの重点目標を定め、これらを中心に積極的な施策の展開を図ります。

I 若い世代から、生涯とぎれない健康づくり

II 地域と共につくる自分の健康

5. 分野別目標

- がんの予防：がんの予防と早期発見の推進**
生活習慣の改善及びその習慣を継続することでがんの発症予防を図り、がん検診の受診率の向上を図ります。
- 循環器疾患・糖尿病の予防：予防と早期発見・早期治療の推進**
生活習慣の改善による循環器疾患及び肥満対策、健康診査や人間ドッグの受診率の向上、糖尿病の早期治療と治療の継続による重症化予防を図ります。
- 歯・口腔の健康・・・さいたま市歯科口腔保健推進計画（第2次）：健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現**
歯科疾患を予防し、口腔機能の獲得・維持・向上を図り、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 栄養・食生活・・・第4次さいたま市食育推進計画：食育の推進**
食育を通して、生涯を通じて心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育みます。また、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、持続可能な食を支える環境づくりに取り組みます。
- 身体活動・運動：生涯にわたる積極的な身体活動と運動習慣の形成**
次世代から活発な身体活動を獲得し、ウォーキングを中心とした身体活動の推進及び運動習慣の定着を図り、ロコモティブシンドロームの予防を推進します。
- 休養・こころの健康：睡眠と休養の確保、悩みごとが相談できる環境の整備**
睡眠による休養を確保し、日ごろから悩みごとを相談できる環境を作ります。
- 喫煙：受動喫煙の防止と禁煙**
たばこの害やCOPDについて理解し、次世代の喫煙をなくし、喫煙をやめたい人がやめられるための環境を作ります。
- 飲酒：節度のある飲酒の啓発と未成年者の飲酒防止**
生活習慣病のリスクを高める量の飲酒を防止し、妊娠中及び未成年者の飲酒を防止します。

6. 区別の評価および目標

(仮称) さいたま市次期健康増進計画 策定スケジュール

資料2-3

令和5年1月19日時点

時期		さいたま市	国			
			健康	食育	歯科	
令和4年度	4月26日	第1回健康づくり推進会議	健康日本21(第二次) (平成25年度〜令和5年度)	第4次食育推進基本計画 (令和3年度〜令和7年度)	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (平成25年度〜令和5年度)	
	7月	第1回健康づくり・食育推進協議会 第1回歯科口腔保健審議会				
	夏頃	データ・情報収集				最終評価 報告
	~11月					
	12月	第2回健康づくり推進会議				
	1月	第2回健康づくり・食育推進協議会 第2回歯科口腔保健審議会 ※骨子案概要提示				
	2~3月	骨子案作成				
令和5年度	4月	健康づくり・食育推進協議会委員改選 第1回健康づくり推進会議	次期プラン 公表	次期基本的事項 公表		
	5月	第1回健康づくり・食育推進協議会 第1回歯科口腔保健審議会 ※骨子案審議				
	6~7月	素案作成 歯科口腔保健審議会委員改選(7月)				
	8月	第2回健康づくり推進会議 第2回健康づくり・食育推進協議会 第2回歯科口腔保健審議会 ※素案審議				
	9月	素案完成				
	12月	議会審議、パブリック・コメント実施 ↓				
	1月	第3回健康づくり推進会議 第3回健康づくり・食育推進協議会 第3回歯科口腔保健審議会 ※計画(案)報告				
	2月	議会報告				
	3月	(仮称)さいたま市次期健康増進計画確定				

令和 4 年 11 月 24 日

第 47 回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会

資料 6

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (骨子案)

- 人生100年時代に本格的に突入する中で、国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきている。全身の健康と口腔の健康の関連性についても指摘されていることや、生涯にわたる歯・口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与することも踏まえると、口腔の健康を保つことが不可欠である。このため、歯・口腔の健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められる。
- 平成24(2012)年の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項¹(以下「現行の基本的事項」という)の策定以降、自治体などにおける歯科口腔保健の更なる推進により、こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加等の口腔衛生状態や歯科保健医療へのアクセスが困難な者への定期的な歯科検診の実施状況等が改善²している。
- 一方で、依然として地域格差や経済格差等による歯科疾患の罹患状況の格差等の課題が指摘されており、すべての国民に歯科口腔保健の重要性が十分に理解され、歯・口腔の健康を保つための行動が浸透しているとはいえない。
- また、自治体における歯科口腔保健の推進にあたっては、
 - 内外の関係部局や職域等との連携
 - PDCAサイクルに基づく歯科口腔保健施策の推進が不十分であること等の課題が指摘されている。
- 加えて、今後は、
 - 総人口が減少する中、子ども・若者の減少による高齢化の進展
 - 様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーションの加速
 - PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用
 といった変化が予想され、歯科口腔保健領域でもこのような環境の変化に着実に対応していくことが求められる。
- 以上を踏まえ、次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(以下「次期基本的事項」という)では、「全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現」を「歯科口腔保健パーパス³」とし、
 - ① 個人のライフコース⁴に沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
 - ② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施に取り組む。
- 具体的には、
 - 個人の特性・背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現

¹ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平成24年厚生労働省告示第438号)

² 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終報告書(令和4年10月11日)

³ 歯科口腔保健の社会的な存在意義・目的・意図を指す。

⁴ WHO文章(「第74回世界保健総会 決議・決定」)においても、歯・口腔の健康の重要性とライフコースに応じた介入の重要性が指摘されている。

- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化等を進めていく。

＜歯科口腔保健の推進のための基本的な方向＞

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防を達成することによって、適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上に寄与するとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の観点も踏まえつつ、「歯科口腔保健パーパス」に沿った歯科口腔保健の推進を図る。
- 口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現するとともに、国民保健の向上を図る。
- 口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場や医療保険者、地域、医療機関、障害者施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する。
- そのための取組を適切かつ効果的に行うために、各年代のライフステージ⁵ごとの特性等を踏まえつつ、個人の特性や各地域による社会環境等の要素にも配慮し、生涯を通じ切れ目なく「ライフコース」に沿った歯科口腔保健に関する施策を展開する。

2 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

- 次の観点を踏まえつつ、歯科口腔保健を推進し、生涯にわたる歯・口腔の健康を獲得する。
 - 歯・口腔の健康のために必要な個人の行動変容の促進
 - 器質的要素としての「良好な口腔領域の発育成長、う蝕や歯周病等の歯科疾患の発症予防・重症化予防」への取組と、機能的要素としての「口腔機能の獲得・維持・向上の達成」への取組の実施

3 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

- 次の観点を踏まえつつ、歯科口腔保健・医療・福祉等が包括的に個人をサポートする社会環境の整備が必要である。
 - 誰一人取り残さないユニバーサル⁶な歯科口腔保健を実現するための基盤の整備
 - 歯科保健指導・歯科健診等の歯科口腔保健を、歯科受療が必要な者に歯科受診の契機とすることにより歯科医療へのスムーズな橋わたし（医科歯科連携も含む）

⁵ 現行の基本的事項においては、ライフステージは、「乳幼児期学齢期」、「妊産婦である期間を含む成人期」、「高齢期」に分けられている。

⁶ WHO文書等でも、全ての人々が保健医療を享受できることを保証する必要性が示されている。なお、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとは、「すべての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態」であり、ユニバーサルな歯科口腔保健の達成に向けた取り組みが必要とされている。

- 歯科口腔保健に関わる、高齢者・障害者・児童・労働・母子保健等の福祉サービス等や保険者・教育委員会等の関係部局・関係者等との有機的な連携

< 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項 >

1 目標・計画の設定及び評価の考え方

- 全国的な目標を設定し、広く関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の歯科口腔保健の推進に対する意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。
- 指標の設定に当たっては、国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、継続的に実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。
- 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルにもとづき、アウトカム指標だけではなく、インプット・ストラクチャー指標やアウトプット指標についても設定する。
- 指標は、計画期間における諸活動の達成状況の評価を目的として設定すべきこと、評価を行う時点で実際に到達したかどうか確認できるものが望ましいことから、具体的指標については、計画開始後のおおむね9年間（令和14（2022）年度まで）を目途として設定することとする。
- 次期基本的事項の計画期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とする。
- 計画開始後6年（令和11（2029）年）を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15（2033）年）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進の取組に反映する。なお、中間評価及び最終評価の際に用いる比較値については、令和6（2024）年までの最新値とする。
- 具体的目標の設定に当たっては、基本的には公的統計をデータソースとして用いる。

2 歯科口腔保健を推進するための目標

（1）口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標

- 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。
- ポピュレーションアプローチを主体に取り組みつつ、ハイリスクアプローチも併用することで、口腔の健康格差の縮小を目指す。
- 全ての口腔の健康格差の要素を包括的かつ総合的に示す単一の指標の策定は困難であるため、口腔の健康格差を示しうる複数の指標を策定する。

（2）歯科疾患の予防における目標

- ライフコースを通じて歯科口腔保健の推進に取り組む観点から、一定の年齢幅を対象とした年齢調整を取り入れた指標とする。

(3) 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

- 乳幼児期及び学齢期については、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育に係る歯科保健指導を推進する。
- 成人期及び高齢期については、ライフコースを通じた口腔機能の維持・向上に取り組む観点から、一定の年齢幅を対象とした年齢調整を取り入れた指標とする。

(4) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

- 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等について、定期的な歯科検診・歯科医療の受診に関する目標を設定し、その実現を図る。
- 在宅等で生活又は療養する者に対する歯科口腔保健を推進するための取組を推進する。

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

- 歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科検(健)診の勧奨及び実施体制の整備、PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する事業実施の推進、その他歯科口腔保健を推進するためのストラクチャー指標を設定する。

<都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項>

<歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項>

- 歯科口腔保健をより推進するため、国や自治体において、歯科専門職や歯科口腔保健を担当する職員の確保に努める。
- これらの人材の資質向上を図るため、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図る。
- 歯科口腔保健に関して、国民に対する正しい知識の普及啓発、科学的根拠に基づいた課題の抽出、施策立案及びPDCAサイクルに沿った事業の実施等に携わる人材を育成する。

<調査及び研究に関する基本的な事項>

<その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項>

- 大規模災害発生時の避難所等における歯科口腔保健活動の重要性が指摘されていることを踏まえ、次期基本的事項では、以下の項目について記載する。
 - 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項
 - 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項
 - 大規模災害時の歯科口腔保健活動に関する事項
 - その他

次期基本的事項における歯科口腔保健パーパス（案：第3版）

次期基本的事項が目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）を設定する。

これまでの成果

- ・ こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口腔衛生状態の改善傾向
- ・ 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- ・ 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- ・ 診療報酬等による口腔管理等への対応
- ・ 国民の歯科口腔保健への関心の向上

課題

- ・ 基本的事項の一部の指標が悪化
- ・ 定期的な歯科検（健）診の受診率
- ・ 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- ・ 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- ・ PDCAサイクルの推進が不十分
- ・ 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- ・ 総人口減少、こども・若者の減少、高齢化の進展
- ・ デジタルトランスフォーメーションの加速
- ・ PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

① 個人のライフコースに沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- ・ 個人の特性・背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現
- ・ 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- ・ 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- ・ 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

次期基本的事項のグランドデザイン（案：第3版）

※内容のイメージ

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

歯・口腔の健康のための個人の行動変容

口腔機能の獲得・維持・向上

良好な口腔領域の成長発育

歯科疾患の発症予防

歯科疾患の重症化予防

生涯にわたる歯・口腔の健康

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

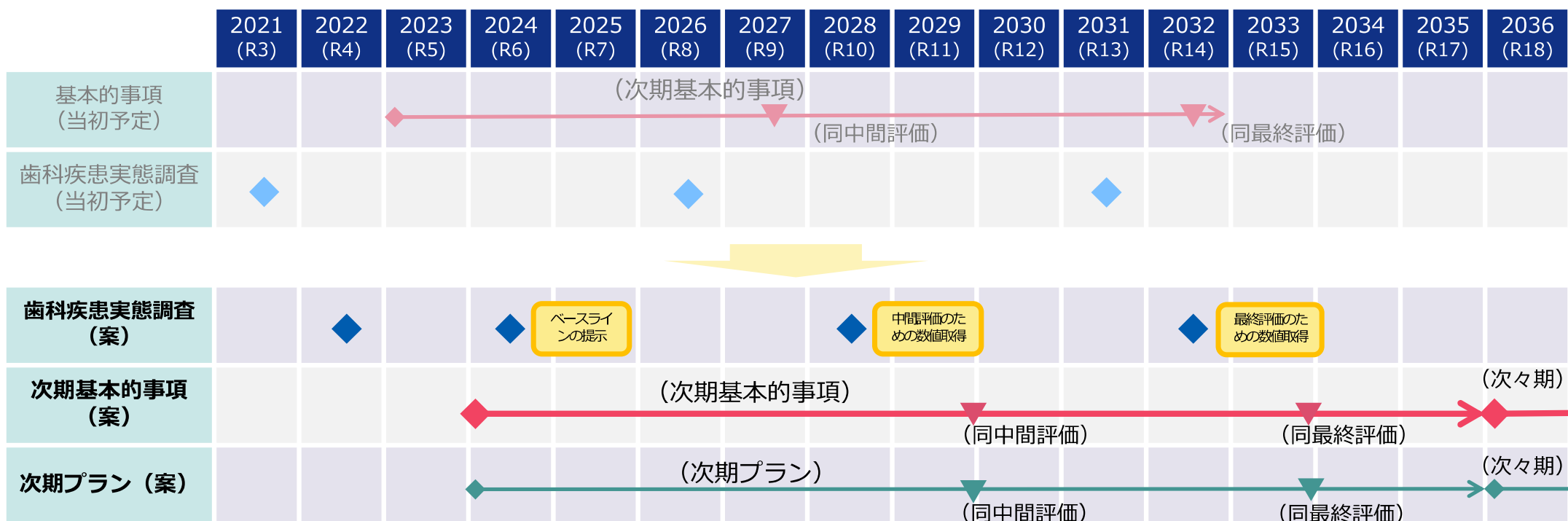
歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

次期基本的事項のスケジュール（案）

次期基本的事項のスケジュールについて（案）

- 次期基本的事項の計画期間については、次期プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、12年間とする。
- 次期プランと整合性を図ることも踏まえ、次期基本的事項の中間評価を計画開始後6年を目処に、次々期基本的事項の策定のための期間も加味し、最終評価を同10年を目処に行う。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、2024年から4年ごとに実施する。



次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項における目標・指標（案）

基本的な方針	指標	告示※
1. 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小	(1) 3歳児で4本以上のう蝕のない者の割合の増加	○
	(2) 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数の増加	○
	(3) 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少	○
2. 歯科疾患の予防	<う蝕に関する指標>	
	(4) 20歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少	○
	(5) 30歳以上における根面う蝕を有する者の割合の減少	○
	① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	—
	② 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	—
	③ 60歳以上における根面う蝕を有する者の割合の減少	—
	<歯周病に関する指標>	
	(6) 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	○
	(7) 20歳代～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	○
	(8) 40歳以上における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	○
	④ 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	—
	⑤ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	—
	⑥ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	—
	<歯数に関する指標>	
(9) 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	○	
⑦ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	—	
3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	(10) 50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加	○
	⑧ 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	—
	⑨ 80歳以上における咀嚼良好者の割合の増加	—
4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	(11) 障害者（児）が利用する施設での定期的な歯科検診の実施率の増加	○
	(12) 要介護高齢者が利用する施設での定期的な歯科検診の実施率の増加	○
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	(13) 過去1年間に歯科検（健）診を受診した者の割合の増加	○
	(14) 歯科健診を独自に実施している市区町村の割合の増加	○
	(15) 15歳未満でフッ化物応用の経験がある者の増加	○
	(16) 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市区町村の割合の増加	○
	(17) 歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市区町村の割合の増加	○
	⑩ 市区町村支援を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑪ 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市区町村の割合の増加	—
	⑫ 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市区町村の割合の増加	—
	⑬ 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑭ 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑮ 障害者（児）に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑯ 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑰ 在宅等で生活等する障害者（児）に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑱ 在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県の割合の増加	—
	⑲ 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県の割合の増加	—

※指標の分類について

○【(1)～(17)】：歯科口腔保健に関する基本的事項（厚生労働省告示）で示す指標案

—【①～⑱】：告示では示さないが歯科口腔保健施策の立案等の際に参考とする指標案

歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルの考え方について（案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた次期基本的事項の指標等の策定に際して参考とするロジックモデルを示す。

インプット ストラクチャー

地方自治体等における歯科口腔保健に関する体制整備への取り組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職の配置・職員の養成
- 口腔保健支援センターの設置
- 市区町村における歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取り組み 等

地方自治体等による歯科口腔保健事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検（健）診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策（禁煙支援等の後方支援を含む）事業
- その他の食育等の事業 等

歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関や歯科医療専門職種等の診療体制の確保
- 歯科疾患予防サービスの提供
- 歯科医療の提供
- 障害者・介護が利用する施設や在宅等での歯科検（健）診や診療の提供
- 医科歯科連携・病診連携の体制の確保 等

アウトプット

歯科口腔保健を更に推進するための社会環境の整備

- 歯科口腔保健に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- より効果的な誰一人取り残さない歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等における歯科健診・診療の実施
- 学校・保育園・職域等も含めた多部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進 等

個人のライフコースに沿った歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検（健）診の受診
- 必要な歯科診療の受診 等

アウトカム

歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少 **歯の喪失の防止**
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少 等

口腔機能の獲得・維持・向上

- 悪習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる歯・口腔の健康

インパクト

- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防
- 適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

(仮称)さいたま市口腔保健センターの整備について

報告の概要

口腔保健センターの設置について、令和元年12月定例会において旧中央区役所保健センターの大規模改修での実施と報告していたところ、今般の整備検討の中でその整備手法に変更が生じたため、改めて報告を行うもの。

1. 口腔保健センターとは

通常の医療機関の施設・機能では、歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者の歯科医療を実現するために設置するもの。

2. 現状

一部の障害者（児）等の歯科診療については、熟練した人員を要すること、通常診療よりも時間を要すること、待合室での配慮や特殊な設備が必要であること等から、一般歯科診療所では受診が困難な場合がある。しかし、専門歯科医療機関は少なく、市内に唯一ある埼玉県歯科医師会口腔保健センターも待機期間が長期化しており、障害者（児）及び要介護高齢者が歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な状況となっている。

3. これまでの経緯

年度	内容
令和元年度	旧中央区役所保健センターを大規模改修し、口腔保健センターを設置する方針を決定
令和2年度	口腔保健センターのレイアウトについて協議、検討
令和3年度	大規模改修工事に係る基本計画策定及び構造検討を実施
令和4年度	大規模改修工事の課題等を踏まえ、効果的な整備手法を検討し、旧中央区役所保健センターを現地建替えとする方針を決定

4. 方針転換の考え方

- 基本計画策定と構造検討の結果
 - 令和元年度時の想定(令和5年)より、整備期間の延長(最短で令和8年)及び費用の増加が判明
- 基本計画策定後の具体的な検討の結果
 - 老朽化が進んでいるため、計画どおり進捗しない可能性等の不確定要素を内包
 - 抜本的な浸水対策の必要性を再確認

口腔保健センターの着実な開設、費用対効果及び抜本的な浸水対策などの点から、
口腔保健センターを、現地建替えとしての整備に転換

障害者（児）及び要介護高齢者の受診機会・受診環境の向上

5. 変更内容

	令和元年度報告時	令和4年度整備案
概要	旧中央区役所保健センターの大規模改修工事を実施し、口腔保健センターを開設	旧中央区役所保健センターの 現地建替え を実施し、口腔保健センターを開設
開設時期	令和5年度（当初予定） ※基本計画での検討では最短で令和8年	令和10年度（予定）
設置主体	さいたま市歯科医師会	さいたま市
運営主体	さいたま市歯科医師会	指定管理者
運営形態	補助金	指定管理者制度
設置場所	さいたま市中央区本町東4-4-3	さいたま市中央区本町東4-4-3 (現地建替え)
対象者	障害者(児)、要介護高齢者	障害者(児)、要介護高齢者
診療日数	年間240日(週5日診療)	年間240日(週5日診療)
診療時間	9:00~17:00 (休憩時間含む)	9:00~ 18:00 (休憩1時間含む)
歯科ユニット数	4台 (うち全身麻酔用1台)	5台 (うち全身麻酔用1台)
患者人数	年間4,800人	年間約5,000人

6. スケジュール（予定）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
旧中央区役所保健センター	解体設計		解体工事			
仮設施設		仮設設計工事	リース期間（解体撤去含む。）			
新施設	基本計画	基本・実施設計		本体工事	機器整備	供用開始予定 開設予定 (口腔保健センター)